

国民年金 Q & A

Q 夫は厚生年金保険に加入しています。会社員の妻は保険料を納めなくても年金がもらえると聞きますが、届け出等の手続きは必要でしょうか？

A 保険料を納める必要はありません。第3号被保険者〔会社員などの第2号被保険者（厚生年金・共済組合の被保険者）に扶養されている配偶者〕に係る届け出については、平成14年4月から、原則的に配偶者が勤務する第2号被保険者の事業所を経由して届け出するようになりました。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415
鳥取年金事務所 ☎27-8311

第3号被保険者の特例届出

平成17年4月より、過去すべての「届出忘れ期間（昭和61年4月以降）」を「第3号被保険者期間」としてさかのぼって求める「特例届出」がスタートしています。特例届出をすれば、第3号被保険者期間として認められます。

特例届出は年金事務所へ！

ワンポイント情報

第3号被保険者の保険料は配偶者の給料から天引きされていると誤解されている方がいます。この保険料は配偶者の加入する厚生年金、共済組合が制度全体として負担する仕組みになっていますので、給料から天引きされているのは配偶者分の保険料だけです。

浄化槽の適正な管理をお願いします

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の汚水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川などへ放流するための設備です。

大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として適正な管理をお願いします。

定期的に必要な管理作業等

保守点検（年3〜4回以上）、
県知事登録の保守点検業者に
依頼）

清掃（年1回以上、町長許可
の清掃業者に依頼）

法定検査（年1回、指定検査機
関・（財）鳥取県保健事業団に
依頼）☎23・4843

保守点検・清掃の回数は浄化
槽の規模や種類により異なり
ます。

引越し等で浄化槽管理者が
変更になったとき、浄化槽を廃
止したとき等は、必ず環境水道
課までご連絡ください。

岩美町合併処理浄化槽維持管理組合を存知でしようか？

岩美町合併処理浄化槽維持管理組合は、浄化槽管理者の義務である保守点検及び清掃等を組合が維持管理業者と契約し、浄化槽の適正な維持管理を代行しています。

【組合費について】

合併浄化槽人槽区分	組合費の額（円/年） （法定検査費用含む）
5人槽	35,950円
6人槽	38,950円
7人槽	40,950円
8人槽	43,950円
10人槽	48,950円

【組合に加入するメリット】

維持管理業者との契約、保健事業団への法定検査の申し込みの手続き等を代行します。
合併処理浄化槽の修繕（プロワーほか）に係る費用を組合が負担（上限：15,000円）する制度があります。

問い合わせ・届出・申込先

環境水道課 上下水道係

☎73・1567